

## 兵庫県環境マネジメントシステムに係る令和4年度内部監査結果について

### 1 兵庫県環境マネジメントシステムについて

平成20年度より、環境率先行動の一層の徹底及び施設における省エネ対策等の確実な実施を図るため、行政における管理と運用の実態や、「環境率先行動計画」の取組状況に合わせた、効率性の高い独自の「環境マネジメントシステム」を構築した。

この中で、内部監査についても環境マネジメントの定着を踏まえ、従前から実施している内部監査員監査に加え、一部の所属に対しては、部局(県民局・県民センター)環境推進責任者(部局：総務担当課長、県民局・県民センター：総務担当室長)が点検を行う「部局点検」や、所属自らが取組の状況をチェックする「自己点検」の制度を導入し、システム運用の効率化、自律化を図っている。

種類	対象所属	備考
内部監査員監査	庁舎や施設の管理を行う所属	原則3年ごと
部局点検	上記以外の所属	環境推進責任者が必要と判断した場合
自己点検	同上	毎年

### 2 内部監査員監査

94所属に対し内部監査員監査を行い、その結果、不適合事項(注1)が34件(11所属)、改善事項(注2)が15件(12所属)あった。

※ 内部監査員・・・主にエコリーダー職員から部局(県民局)環境推進責任者の推薦に基づき環境マネジメント会議が任命するとともに専門的な研修を実施

#### (1) 不適合事項 件数

項目		令和 4年	参考						
			R3年	R2年	R1年	30年	29年	28年	27年
Plan	1-1. 環境側面	9		1			1	1	2
	1-2. 目的・目標及び実施計画	5		1					
Do	2-1. 研修の実施	3							1
	2-2. コミュニケーション								
	2-3. 文書及び記録の管理	5	1		1				
	2-4. 運用管理	2		1					
	2-5. 緊急事態への準備と対応	0		1					
Check	3-1. 監視及び測定	5							
	3-2. 順守評価	2							
	3-3. 取組不十分、是正予防処置	2		1					1
	3-4. 内部監査	1							
その他									
不適合事項件数合計		34	1	5	1	0	1	1	4
内部監査実施所属数		94	84	60	66	86	69	67	90

#### ○ 不適合事項の内容 (主なもの)

- ・所属固有の目標が設定されていない
- ・四半期ごとの進捗管理がされていない
- ・産業廃棄物の保管及び処分について、法規制に適合していない

(2) 改善事項

① 件数

項目		令和 4年	参考						
			R3年	R2年	R1年	30年	29年	28年	27年
Plan	1-1. 環境側面	6	5	1	4	3	11	13	14
	1-2. 目的・目標及び実施計画	4	3	1		9	3	3	3
Do	2-1. 研修の実施		1		1	1	2	3	5
	2-2. コミュニケーション	3							
	2-3. 文書及び記録の管理		1	3	4				
	2-4. 運用管理				1				1
	2-5. 緊急事態への準備と対応			2	2		2	3	1
Check	3-1. 監視及び測定	1	2			2	1	2	1
	3-2. 順守評価					1		1	3
	3-3. 取組不十分、是正予防処置	1				1	2	2	2
	3-4. 内部監査								
その他									
改善事項件数合計		15	12	7	12	17	21	27	30
内部監査実施所属数		94	84	60	66	86	69	67	90

○ 改善事項の内容（主なもの）

- ・ 様式 1-2 環境側面の該当欄の記入漏れ
- ・ 様式 1-2 環境側面に記入があるが、それに関連する他の様式への記入漏れ
- ・ 所属固有の目標が前年度の実績を踏まえた取組になっていない

注1：不適合事項

- ①法律が守られていない、またはシステムに基づいた運用が行われていない等のために、環境に著しい影響を与えるかその可能性がある状況

注2：改善事項

- ①環境マネジメントシステムの運用からは逸脱していないが、将来的には逸脱するおそれがある状況  
 ②よりよい効果を得ることのできる、効果的・効率的な取組を促進するための助言